

第 1 2 7 回丹波篠山市議会 9 月 3 日会議

議 会 提 出 議 案



令和 8 年 9 月 3 日

丹 波 篠 山 市

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和8年7月27日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第８号 損害賠償の額の決定及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和８年７月２９日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第 1 2 号

令和 7 年度丹波篠山市財政健全化判断比率等の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度丹波篠山市財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて、議会に報告する。

令和 8 年 9 月 3 日報告

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

令和7年度丹波篠山市財政健全化判断比率等報告書

1 財政健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和7年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	備 考
① 実質赤字比率	—	12.84	20.00	
② 連結実質赤字比率	—	17.84	30.00	
③ 実質公債費比率	13.6	25.0	35.0	
④ 将来負担比率	47.6	350.0		

(備考)

①②について、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載。

2 公営企業会計の資金不足比率

(単位：％)

会計の名称	令和7年度 決 算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「—」と記載。

認定第 1 号

令和 7 年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

認定第 2 号

令和 7 年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度丹波篠山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

認定第 3 号

令和 7 年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度丹波篠山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

認定第 4 号

令和 7 年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

令和 7 年度丹波篠山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

認定第 5 号

令和 7 年度丹波篠山市水道事業会計決算認定について

令和 7 年度丹波篠山市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

認定第 6 号

令和 7 年度丹波篠山市下水道事業会計決算認定について

令和 7 年度丹波篠山市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 67 号

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に
関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
(平成 28 年篠山市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 6 8 号

丹波篠山市職員等の旅費に関する条例

丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 5 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 法第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員のうち、常勤の職員及び法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。
- (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (3) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (4) 帰宅 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次

条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときには、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第28条第4項又は第29条第1項の規定により退職等となったときには、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項及び前3項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済

的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他これらに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限

る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他これに類するものをいう。次項及び第12条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他これに類するものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
（宿泊手当）

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（市内への出張旅費）

第19条 市内へ出張する場合については、第9条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める旅費を支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要がある場合 これに要する最下級の鉄道賃及びその他の交通費の実費額
- (2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合
宿泊手当、宿泊費又は包括宿泊費

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（外国旅行の旅費）

第22条 外国旅行の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて、その都度、市長が定める。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれ

らに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条から第17条まで及び第18条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合においては、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第25条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第26条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

- 2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第27条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等になった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等になった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の丹波篠山市職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(丹波篠山市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

6 丹波篠山市固定資産評価審査委員会条例（平成11年篠山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条中「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成11年篠山市条例第55号）」を「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和8年丹波篠山市条例第 号）」に改める。

(丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

7 丹波篠山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成11年篠山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条中「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（平成11年篠山市条例第55号）」を「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例（令和8年丹波篠山市条例第 号）」に改める。

別表を削る。

(丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(費用弁償)

第5条 非常勤の職員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、旅費については、丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(令和8年丹波篠山市条例第 号)の規定を準用する。

(丹波篠山市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 丹波篠山市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第5条見出し中「旅費の種類」を「旅費の種目」に改め、同条中「旅費の種類」を「旅費の種目」に、「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(平成11年篠山市条例第55号)」を「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(令和8年丹波篠山市条例第 号)」に改める。

(丹波篠山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 10 丹波篠山市証人等の実費弁償に関する条例(平成11年篠山市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条中「鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、」を削り、「職員の旅費相当額とする」を「職員の例による」に改める。

(丹波篠山市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 11 丹波篠山市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成11年篠山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費)

第6条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給し、旅費については、丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(令和8年丹波篠山市条例第 号)の規定を準用する。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

(丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 12 丹波篠山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年篠山

市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第10条中「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(平成11年篠山市条例第55号)」を「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(令和8年丹波篠山市条例第 号)」に改める。

(丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 13 丹波篠山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年丹波篠山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(平成11年篠山市条例第55号)」を「丹波篠山市職員等の旅費に関する条例(令和8年丹波篠山市条例第 号)」に改める。

令和8年9月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第69号

丹波篠山市税条例の一部を改正する条例

丹波篠山市税条例（平成11年篠山市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に経路すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等

の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第

1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 34 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の丹波篠山市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の丹波篠山市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋

を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の丹波篠山市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の丹波篠山市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第3号に掲げる規定による改正後の丹波篠山市税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の丹波篠山市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年9月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 70 号

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 4 年
丹波篠山市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 7 1 号

丹波篠山市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

丹波篠山市認可地縁団体印鑑条例（平成 1 3 年篠山市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 1 9 条第 1 項第 1 号へ」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 1 1 条中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 7 2 号

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

丹波篠山市立西紀南コミュニティセンター	丹波篠山市黒田 4 7 1 番地 3
---------------------	--------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 丹波篠山市立西紀南コミュニティセンターの指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 73 号

丹波篠山市景観条例の一部を改正する条例

丹波篠山市景観条例（平成 22 年篠山市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改め、同条第 6 号中「500 平方メートル」の次に「（木竹の伐採のうち伐採後に森林として再生される皆伐にあつては、1,000 平方メートル）」を加える。

第 27 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第 13 条の改正規定（「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める部分に限る。）及び第 27 条（見出しを含む。）の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 7 4 号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を
改正する条例

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 2 1 年篠山市
条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条関係）

区分	利用月	児童 1 人当たりの利用料（月額）	
年度を通し て利用する 場合	各月 （8 月 を除 く。）	月曜日から金曜日まで利用する場合	7, 0 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	9, 2 0 0 円
長期休業期 間中のみ利 用する場合	8 月	月曜日から金曜日まで利用する場合	1 0, 0 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	1 2, 3 0 0 円
	4 月	月曜日から金曜日まで利用する場合	2, 8 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	3, 3 0 0 円
	7 月	月曜日から金曜日まで利用する場合	4, 4 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	5, 0 0 0 円
	8 月	月曜日から金曜日まで利用する場合	1 0, 0 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	1 2, 3 0 0 円
	1 2 月	月曜日から金曜日まで利用する場合	1, 6 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	2, 2 0 0 円
	1 月	月曜日から金曜日まで利用する場合	1, 1 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	1, 1 0 0 円
	3 月	月曜日から金曜日まで利用する場合	2, 8 0 0 円
		月曜日から土曜日まで利用する場合	3, 3 0 0 円

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 7 5 号

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年丹波篠山市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号。以下「こども性暴力防止法」という。）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 76 号

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年篠山市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「小規模保育事業」を「満 3 歳未満等小規模保育事業」に、「小規模保育事業を」を「小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）を」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11) の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11) の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11) の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 9 条第 1 項中「当該申請」を「教育・保育認定の申請」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号イ（ア）a 中「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（ア）b 中「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 25 条中「幼稚園」を「学校教育法第 1 条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年篠山市条例第22号）第28条」を「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条」に、「同条例第31条第1項」を「同令第27条」に、「同条例第33条」を「同令第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に

掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業者 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 37 条に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 39 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第 43 条第 1 項を除く。）」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項の選考方法」を「前 2 項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第 40 条第 2 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 41 条中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 42 条第 1 項第 1 号中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第 3 号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項、第 7 項、第 11 項及び第 12 項において同じ。）により特定地域型保育（満 3 歳以上限定小規模保育を除く。第 6 項、第 7 項及び第 12 項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第 7 項中「であって」を「又は満 3

歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」を「をいう。次条第3項及び第52条第3項」に、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項」に、「を含む。次条第3項」を「を含む。第52条第3項」に、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。）」に、「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未

満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるの

は「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和8年9月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 77 号

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年篠山市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次に掲げる事項」の次に「（法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項）」を加える。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下この条において「こども性暴力防止法」という。）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（こども性暴力防止法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 18 条第 6 号中「利用定員」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第 27 条中「小規模保育事業 B 型」及び「小規模保育事業 C 型」の次に「（満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第 29 条第 2 項第 3 号中「第 2 号」の次に「又は第 3 号」を加え、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当

する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(認定地方公共団体の区域内にある

保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

- 第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は

養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型等にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされるものを除く。）を、前2条の規定がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第13条の改正規定は令和8年12月25日から施行する。
（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定める日）
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

令和8年9月3日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 78 号

丹波篠山市立認定こども園条例等の一部を改正する条例

(丹波篠山市立認定こども園条例の一部改正)

第 1 条 丹波篠山市立認定こども園条例（平成 27 年篠山市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

丹波篠山市立かやのみ認定 こども園	丹波篠山市日置 127 番地	115 人
----------------------	----------------	-------

(丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正)

第 2 条 丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成 11 年篠山市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表丹波篠山市立かやのみ幼稚園の項を削る。

(丹波篠山市保育所条例の一部改正)

第 3 条 丹波篠山市保育所条例（平成 11 年篠山市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

別表城東保育園の項を削る。

(丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成 21 年篠山市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表しろたきクラブの項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 丹波篠山市立かやのみ認定こども園の入所の承諾、入所の手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 79 号

丹波篠山市立幼稚園設置条例及び丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(丹波篠山市立幼稚園設置条例の一部改正)

第 1 条 丹波篠山市立幼稚園設置条例（平成 11 年篠山市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「丹波篠山市立篠山幼稚園」を「丹波篠山市立ささやま幼稚園」に改め、同表丹波篠山市立たまみず幼稚園の項及び丹波篠山市立岡野幼稚園の項を削る。

(丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 丹波篠山市預かり保育施設の設置及び管理に関する条例（平成 21 年篠山市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表こどものおしろの項中「篠山幼稚園、たまみず幼稚園及び岡野幼稚園」を「ささやま幼稚園」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 80 号

丹波篠山市清掃センター運営協議会の廃止について

令和 9 年 3 月 31 日をもって丹波篠山市清掃センター運営協議会を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 8 1 号

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者の指定
について

丹波篠山市おとわの森子育てママフィールドの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市大沢新 1 4 4 番地 2
 特定非営利活動法人里地里山問題研究所
 代表理事 鈴木 克哉
- 2 指定の期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 82 号

令和 7 年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金 571, 133, 693 円のうち 246, 467, 313 円を減債積立金に、20, 202, 000 円を建設改良積立金に積み立て、304, 464, 380 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 83 号

令和 7 年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定によ
り、令和 7 年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金 177,058,
839 円のうち 77,715,496 円を減債積立金に積み立て、99,34
3,343 円を資本金に組み入れるものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明